

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1. 事業所（地域包括支援センター）の概要

事業所名	焼津市中部地域包括支援センター
所在地	静岡県焼津市西小川5丁目6番地の3
事業所指定番号	2205100023
管理者・連絡先	久保 千恵子 TEL 054-626-8811 FAX 054-620-8303
サービス提供地域	焼津市中部地域 焼津第1～5自治会・小川第11～13自治会

2. 事業所の職員体制

(令和年7月4月1日現在)

職種	勤務形態	員数
管理者	常勤・兼務	1名
介護支援専門員	常勤・非常勤	4名
保健師	常勤	1名
社会福祉士	常勤	3名

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日・12月29日～1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
備考	時間外・夜間・休日においても、緊急時には対応いたします。 その場合において、特別な利用料は発生いたしません。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、介護予防支援に要した費用について、次表に定める額を負担していただきます。

この場合、当事業所で指定介護予防支援提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の窓口へ提出して払い戻しを受けることができます。

項目	単位数	1単位の単価	金額
介護予防支援費	442単位	10.21円	4,512円
ケアマネジメントA	442単位		4,512円
ケアマネジメントB	309単位		3,154円
ケアマネジメントC	309単位		3,154円

初回加算	300単位	3,063円
委託連携加算	300単位	3,063円

ただし、関係法令に基づいて定められた利用料が、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方	サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。 なお、自動車を利用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり20円を徴収する。

(3) 支払方法

事業者を支払う事となる場合の支払方法については、別途通知致します。

5. サービスの内容

①介護予防サービス・支援計画書の作成

- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を考えて最終的な同意を得た上で、介護予防サービス計画を作成します。尚、利用者は、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。また、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

②サービス事業者との連絡調整

③サービス実施状況把握、評価

④利用者状況の把握

⑤給付管理

⑥要支援認定等の申請に対する協力、援助

⑦相談業務

6. 虐待防止等に関する措置について

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策及び身体的拘束等の適正化推進を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、事業所の職員に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止に係る指針を整備する。
- (3) 事業所の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

7. 感染症等に関する措置について

- (1) 事業所における感染防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について事業所の職員に周知徹底する。
- (2) 感染防止に係る指針を整備する。
- (3) 事業所の職員に対し、感染予防のための研修を定期的開催する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、地域包括支援センター業務を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

9. ハラスメント（相手に不快感を与える嫌がらせの行為）の防止について

事業所は、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、ハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。なお、利用者及びその家族から職員に対して、次に掲げる就業環境を害する著しい迷惑行為（背信行為）があった場合は、契約を解約する場合があります。

- (1) 身体的暴力 身体的な力を使って、危害を及ぼす行為
- (2) 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) セクシャルハラスメント 意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (4) その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、誹謗中傷、悪質なクレーム（理不尽な苦情）等の不当な行為

10. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当センター相談窓口	TEL	054-626-8811
	FAX	054-620-8303
	責任者	久保 千恵子
	対応時間	8:30～17:15（月～金）

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

焼津市介護保険課	所在地	焼津市本町二丁目16番32号
	TEL	054-626-1159
	対応時間	8:30～17:15（月～金）
静岡県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	所在地	静岡市葵区春日2丁目4-34
	TEL	054-253-5590
	対応時間	9:00～17:00（月～金）

11. 事業者の概要

名称	一般社団法人 焼津市医師会
代表者名	会長 前田 津紀夫
所在地	焼津市西小川5丁目6番地の3
電話番号	054-628-5202
業務の概要	医学・臨床検査・在宅支援
事業所数	6事業

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 事業所名 焼津市中部地域包括支援センター
指定事業所番号 2205100023

説明者

印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者様

氏 名

印

上記代筆の場合は代筆者氏名

利用者との続柄()

代理人 ()

氏 名

印

個人情報使用同意書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

私（利用者及びそのご家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者の介護予防サービス・支援計画の作成（変更）及び介護予防サービス・支援計画に沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

利用者の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者
指定介護（予防）サービス提供事業者、介護保険外サービス提供事業者の
担当者、主治医や医療機関の担当者、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員等

3 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4 条件

- （1）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （2）緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- （3）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

利用者様 氏 名 印

ご家族 氏 名 印

代理人 氏 名 印